

衆議院外務委員会ニュース

【第213回国会】令和6年4月26日（金）、第8回の委員会が開かれました。

- 1 ①国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第9号）
②欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第10号）
③千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第11号）
 - ・上川外務大臣、矢倉財務副大臣、鬼木防衛副大臣、高村外務大臣政務官、吉田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・各件に対し、穀田恵二君（共産）が討論を行いました。
 - ・①及び②について採決を行った結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと決しました。（賛成—自民、立憲、維教、公明、共産、有志）
 - ・③について採決を行った結果、賛成多数をもって承認すべきものと決しました。（賛成—自民、立憲、維教、公明、有志 反対—共産）
（質疑者）宮路拓馬君（自民）、金城泰邦君（公明）、松原仁君（立憲）、鈴木庸介君（立憲）、小熊慎司君（立憲）、鈴木敦君（維教）、青柳仁士君（維教）、穀田恵二君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

宮路拓馬君（自民）

- （1） 現下の国際情勢における我が国の外交戦略上のマルチ外交の枠組みに対する上川外務大臣の期待
- （2） 国際機関への拠出金を始めとするODA予算の意義や必要性を国民に対して説明・広報する方法
- （3） 国際復興開発銀行（IBRD）協定の改正の理由の一つである具体的な将来の支援ニーズ及び機能強化の内容
- （4） 欧州復興開発銀行（EBRD）協定の改正により、受益国の地理的範囲が限られた数のサブサハラ・アフリカ諸国に拡大された後のIBRDとアフリカ開発銀行との役割分担
- （5） EBRDに対する第2位の出資国として我が国の外交政策上の課題をEBRDの活動に反映させ得る可能性

金城泰邦君（公明）

- （1） ロンドン条約1996年議定書2009年改正
 - ア CCS事業の概要
 - イ 海外CCS事業について政府が想定する対象地域及び海外CCS事業の推進方針
 - ウ 二酸化炭素（CO₂）受入国側の理解を得るための外務省による具体的な取組についての上川外務大臣の見解
- （2） IBRD協定の改正及びEBRD協定の改正
 - ア IBRD協定の改正の背景及び意義並びに具体的な効果と国際社会への影響
 - イ EBRD協定の改正の背景及び意義並びに具体的な効果と国際社会への影響
 - ウ IBRD及びEBRDにおいて邦人職員や幹部職員を増やすための政府の戦略

松原仁君（立憲）

- （1） EBRD協定の改正
 - ア 支援対象をサブサハラ・アフリカ諸国に拡大する理由及び本改正を受諾する意義
 - イ 本改正の受諾がサブサハラ・アフリカにおける我が国の外交力強化に繋がる可能性

- ウ 本改正による融資の上限撤廃後のリスク管理の方法
- (2) ロンドン条約 1996 年議定書 2009 年改正
 - ア 日本及び世界における海底下 C C S による今後の C O 2 貯留量の見通し
 - イ 海底下に貯留された C O 2 が地震等により漏洩するリスク
- (3) 北朝鮮による日本人拉致問題
 - ア 北朝鮮による日本人拉致関係三団体の 4 月 29 日からの訪米についての外務大臣の見解
 - イ 北朝鮮との実務的な交渉を拉致対策本部事務局に委ねる必要性に関する外務大臣の見解
- (4) 中国の国防動員法
 - ア 日本国内の中国パスポート所持者が同法において国防役務を担当する中国公民に該当する可能性
 - イ 国連等の国際機関に役務している者は国防役務を免除されることの確認
 - ウ 国防役務を免除される 6 項目に該当しない者が同法の対象者となることの確認
- (5) 亜細亜大学の范雲濤教授が中国に帰国して失踪したとされる報道に関する人権・人道上の観点からの外務省の見解及び外務省から中国への抗議等の有無
- (6) ウォルバーク米下院議員によるガザ地区を被爆地である長崎や広島のようにすべきとの発言に対する上川外務大臣の所見及び我が国からの同議員への抗議の有無

鈴木庸介君（立憲）

- (1) I B R D 協定の改正及び E B R D 設立協定の改正
 - ア 両協定の融資等の上限が「過度に保守的」とであるとされる理由
 - イ I B R D と E B R D が実施したロシアとベラルーシに対する財源利用停止の具体的内容
 - ウ E B R D 受益国拡大における受益国の選定基準と世界銀行の基準との違い
 - エ I B R D 及び E B R D において出資率第二位を維持する我が国の国益
 - オ 両協定上における融資等の上限の撤廃により資本市場からの資金調達が難しくなる可能性
 - カ 卒業基準を超えている中国が未だに I B R D から資金調達を行っていることに対する上川外務大臣の見解
 - キ E B R D 協定上の融資等の上限の撤廃が民間部門への投資に与える効果
 - ク E B R D がウクライナ支援において果たす役割及び投資案件の開拓方法
 - ケ E B R D による今後のヨルダン川西岸及びガザ地区への支援
 - コ 過去に紛争が起こった受益国に対する E B R D の具体的な支援内容
 - サ 業務の地理的範囲を拡大するサブサハラ・アフリカ諸国で想定される支援内容
 - シ サブサハラ・アフリカ諸国と他のアフリカ諸国への支援の際の貸付金利の違い
- (2) ロンドン条約 1996 年議定書 2009 年改正
 - ア 我が国における二酸化炭素の海底地下層貯留事業（海底 C C S）を許可する条件
 - イ 海底 C C S 事業の許可制と他の関係法令との整合性
 - ウ 海底 C C S 事業が環境影響評価法の対象外である理由

小熊慎司君（立憲）

- (1) 麻生自民党副総裁とトランプ前米国大統領との会談（R6. 4. 23）
 - ア 今般の麻生副総裁訪米時の外務省による便宜供与の内容
 - イ トランプ前米国大統領の再選に備え上川外務大臣等が前大統領と事前に接触しないことの確認
- (2) I B R D 協定の改正
 - ア 我が国の人口及び経済規模が縮小するなかで加盟国中第二位の出資比率を維持する意味
 - イ 1995 年時点と比較し世界における我が国の G D P の割合が 4 分の 1 に低下した現状を踏まえ O D A の質に着目しリーダーシップを発揮していく必要性

ウ ODA等の国際貢献における我が国の役割として国益と国際益との繋がりを国民及び他国に対し説明していく必要性

鈴木敦君（維教）

- (1) ロンドン条約 1996 年議定書 2009 年改正
 - ア CO2の受入国に対し我が国が提示できるメリット
 - イ CO2を低温低圧で船舶輸送する実証実験の概要
 - ウ CO2を輸送する船舶の運航コスト削減のため積荷の多様化に取り組む必要性
- (2) 内戦が継続しているスーダンの現状及び今後の我が国の対応
- (3) 我が国の開発協力
 - ア 開発協力大綱（R5.6.9閣議決定）に基づき開発協力を戦略的に実施するのであれば効果測定も大きな視点で実施することの確認
 - イ 開発途上国の自立を目指す我が国の支援が反対の考えの支援よりも長期的に有効であることの開発途上国へのアピール方法
- (4) 大規模災害時の備蓄品
 - ア 大規模災害発生時のプッシュ型支援の開始時期
 - イ 平時にも利用可能で緊急時に転用可能な物資の備蓄の重要性を自治体が認識できるよう政府として取り組む必要性

青柳仁士君（維教）

- (1) IBRD協定の改正及びEBRD設立協定の改正等
 - ア 時代が変化する中で依然として国際開発金融機関（MDBs）が中心となって開発資金ニーズに対応することの妥当性
 - イ 民間部門が先行して開発や投資を行う潮流を作るべきとの指摘に対する上川外務大臣の認識
 - ウ 国際機関に対する我が国の拠出金を国際機関の邦人職員数や施策に対する我が国の評価に応じて調整する必要性
- (2) 我が国がポストSDGsに関する議論を主導する戦略
- (3) 海上自衛隊によるインド洋における補給支援活動の終了が日米関係に与えた影響

穀田恵二君（共産）

- (1) 日米安全保障協力
 - ア 米海軍の計画によって実施された海上自衛官に対するトマホークの攻撃訓練の内容
 - イ 敵基地攻撃能力を有するトマホークを日米で一体的に運用する際に自衛隊が米軍の指揮統制下に置かれる可能性
 - ウ 自衛隊単独では攻撃の目標情報収集から発射までの一連の運用（キルチェーン）の構築が困難であるとの指摘に対する政府の見解
- (2) ロンドン条約 1996 年議定書 2009 年改正
 - ア 輸出国と受入国との間の許可を与える責任の確認及び配分の具体的内容
 - イ 採択から 15 年が経過するのに本改正を受諾した国が少なく発効していない理由
 - ウ これまで我が国が本改正を受諾してこなかった理由
- (3) EBRD設立協定改正により受益国となるサブサハラ・アフリカ諸国が関心を示す支援対象の分野